

## 宿泊規約

### 本規約の適用

第1条 当施設の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

### 宿泊契約の申込み

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者の氏名、住所、電話番号。
2. 宿泊期間および到着予定時刻。
3. その他当施設が必要と認めた事項。

### 宿泊契約の拒否

第3条 当施設は、次の場合において、宿泊の引受をお断りすることがあります。

1. 宿泊の申込みがこの規約によらないものであるとき。
2. 満室などにより宿泊施設の余裕がないとき。
3. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
4. 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、または宿泊者が他の宿泊者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
5. 宿泊しようとする者が、感染症・伝染病者であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
7. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

### 宿泊予約金

第4条 当施設は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、予約金の支払いを求めることがあります。

第2項 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

### 宿泊客の予約解除

第5条 当施設は、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、宿泊の申込み時に告知された違約金（キャンセル料）を申し受けます。

第2項 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなし処理することがあります。

違約金（キャンセル料）第5条関係

項目	解除通知を受けた日の違約金（キャンセル料）			
	不泊	前日	2日前～7日前	8日前～21日前
契約の解除通知を受けた日	当日			
宿泊料に対する違約金（通常）	100%	100%	50%	
宿泊料に対する違約金（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始 その他施設が定める特定日）	100%	100%	50%	30%

### 宿泊施設の予約解除

第6条 当施設は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

1. 第3条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
2. 第2条各号の事項の明告を求めた場合において、期限までに、それらの事項が明告されないとき。
3. 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

第2項 当施設は、前項の規定により宿泊予約を解除したとき、その予約についてすでに取受した予約金があれば返還致します。

### 宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日フロントにおいて次の事項を登録してください。

1. 第2条第1号の事項
2. 出発日及び出発予定時刻
3. 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地および入国年月日
4. その他、当施設が必要と認めた事項

第2項 宿泊客が第10条の料金の支払いを、アクアイグニス施設利用券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### 客室の使用時間

第8条 宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、15時から翌日11時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、使用することができます。

#### 利用規則の厳守

第9条 宿泊者は、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

#### 料金の支払い

第10条 料金の支払いは、通貨又は当施設が認めた施設利用券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際又は当施設が請求した時、当施設のフロントにおいてお支払いいただきます。

第2項 宿泊者が宿泊設備の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 宿泊の拒否

第11条 当施設は、お引き受けした宿泊期間といえども、次の場合には、宿泊をお断りすることがあります。

- 1.第3条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- 2.第9条の利用規定に従わないとき。

#### 宿泊施設の責任

第12条 当施設は、事故又は火災等により宿泊者に損害が生じたときにおいても、その損害が当施設の責に帰すべき理由により生じたものでないときには、責任を負いません。

第13条 当施設でのお忘れ物は、お預かり日より2週間保管させていただきます。ただし2週間以内に所有者が現れない場合は処分させていただきます。

#### 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

##### 第14条

当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

第2項 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊代金相当額の30%補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

#### 宿泊客の責任

第15条 宿泊客の故意により当施設の設備、備品及び調度品に損害・損失・破損・盗難が生じた場合、当施設は当該宿泊客に対しその損害・損失の賠償を実費相当の金額で賠償していただきます。

また、客室に備え付けの寝巻、ルームウェア、シャンプー・コンディショナー・ボディーソープ、タオル等の持ち帰りはご遠慮願います。

#### 駐車場の責任

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで追うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。